

令和2年11月25日

【出入業者・MR等 各位】

取引業者様の原則立入禁止のお知らせ

新型コロナウイルスの流行拡大に伴い院内感染防止対策を強化するため、当面の間、業者の皆様（医薬品、医療機器、医療材料、設備等）の院内への立入を原則禁止とさせていただきます。

つきましては、病院運営の円滑な継続のため下記事項を遵守していただくようお願い申し上げます。

- ・院内への立入は、当院からの要請があった場合のみに限ります（納品、機器修理等）。
- ・急を要する場合も、事前に当院担当者と調整のうえ来院願います。
- ・立入に当たっては、事前に発熱・呼吸器症状がないことの確認、マスク着用を徹底のうえ、必要最小限の人数でお願いいたします。
- ・アポイントのない訪問は厳に慎むようお願いいたします。

兵庫県立こども病院